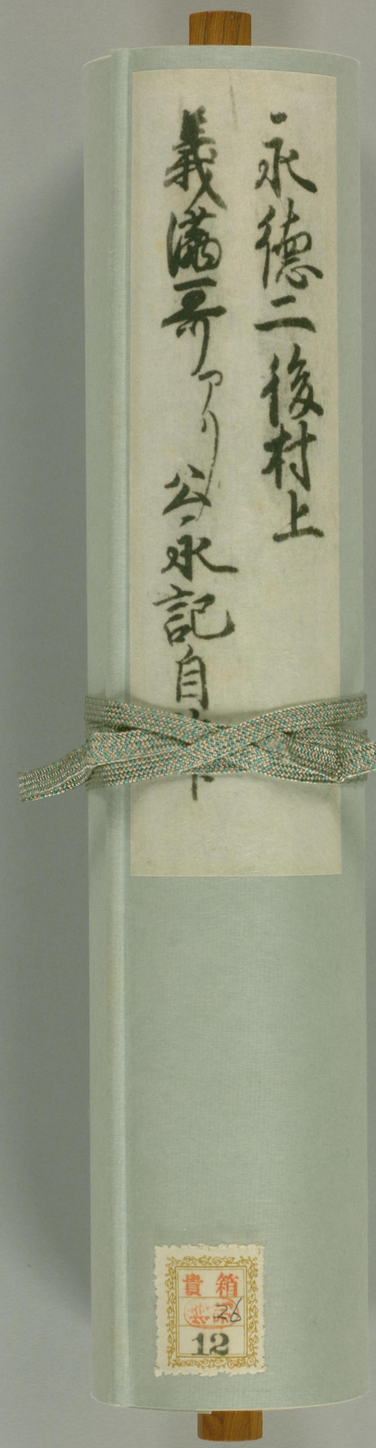

国立国会図書館　タイトル『管見記 : 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

永徳二後村上
義満ヨリ公水記自筆

貴箱
12

国立国会図書館　タイトル『管見記 : 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

永德二 後村上

八月

一日天晴南呂朔庚寅

影印 帝室圖書
昭和十三年十月
公爵西園寺公望贈
帝國圖書館
昭和十三年

国立国会図書館　タイトル『管見記 : 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

影印
管見記

八月

一日天晴南呂朔慶賀

[illegible]年宮廷[illegible]殿[illegible]參[illegible]

[illegible]參[illegible]女[illegible]

入夜[illegible]

[illegible]

[illegible]

七日大乱師有来論
[illegible]の輝黄以次一[illegible]
[illegible]来駆表賀之儀[illegible]
[illegible]等上表[illegible]
[illegible]

九月会日(九月)宮町殿右大将御辞表
[illegible]儀公卿日野大納言中納言[illegible]中納言[illegible]
[illegible]侍従[illegible]
[illegible]

十月[illegible]
[illegible]

十日[illegible]
[illegible]
[illegible]

十日 仕丁を任ず 郡令 布大将任
内行 筆頭 [illegible] 郡 [illegible]
任中無 同内行 [illegible] 仕大納言 [illegible]
仕中無 宣旨 [illegible] 山科中納言 正親町
仕中無 [illegible] 筆頭 [illegible] 葉
仕中無 [illegible] 筆頭 [illegible] 葉
仕中無 [illegible] 筆頭 [illegible] 葉

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

朝日未発而勤途

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

十月

一日 天晴 午後 [illegible] 参 [illegible]
[illegible] 例及晩 [illegible]

[illegible] 小剛 [illegible]

[illegible] 参 [illegible]

[illegible] 酒宴 [illegible]

[illegible] 逗留

[illegible] 聴 [illegible]

[illegible] 用談 [illegible]

[illegible] 逗留

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

一日雨天ニ而無之
例及晩稽
朱印御渡ニ而小船ニ
御案中御
泊ニ而
廿日小野江
七日御同前ニ而
代之殿迄之
九日雨ニ而
内侍へ家来
見物ニ
義満
寺渡御

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

三位樣日光ヘ　差立候中村某ヨリ
付届有之候間次才ニ
由ヲ　密ニ差出ス様ニ
来ル今日當方ヨリ使ヲ
もつて　直ニ献ヲ遣ス筈

十一月

一日天氣　昨夜ヨリ使翔来
朱雀門ヨリ一封
当地ニ来ル二日迄逗留
二日天氣　今日昼時迄逗留
二日天氣　第四辻、お宇賀井来ル
雑談暫ク
三日晴　昨夜ヨリ使翔来ル
雑談暫ク

三日善提院僧正来訪則獨酌云

朔日 朝今朝を二度と

門上棟 (此日門ノ棟ノ上ヲ渡ル) 四倫中宮傳宣行幸四方遠

慶渡御 宇同じく三献

四日 天晴中納言参内 三上棟 辰刻 棟札

左衛門三位擇 (勘文ニ濱万) 仰云 参内宰相中将向住麗

上棟 (寄ル三位一疋宰相一疋参議二疋参内参議ニ疋) 大工衣冠再拝

参進 (御前ニ) 置棟札 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御剣 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御衣 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御馬 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御禄 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御酒 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御肴 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御菓子 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御引出物 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御被物 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御馬 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御禄 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御酒 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御肴 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御菓子 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御引出物 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

御被物 (御前ニ) 退下 次 (御前ニ) 置

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

十二月

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

十一日 宿後使次宿
り右手許ト一通由
村役人
三通下 五人 お供共 三善景衡
家名次第事
十二日 朝田社山後使
大納言 使三条中納言
定文 左次 重房 景衡
あわ 四方 お領下 事
へ
十四日 寄宿
新立村住 美濃
美作 四頭 等八葉東
栄衛 布衣 侍一人 築
小朝臣 二人 一人杖 二人直垂
一夜 家君納

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12

国立国会図書館　タイトル『管見記 ： 自寛治五年至明徳二年』 請求記号 貴箱-12